

資格認定制度規程

- 1 本制度は公益社団法人日本心理学会定款第4条(7)に基づき、心理学専攻者の専門性の向上に資するため、その基礎的資格を審査し、「公益社団法人日本心理学会認定心理士(以下、認定心理士という。)」の認定を行うものである。
- 2 前項に加え、特に心理調査領域の専門知識を得たものに対して、「認定心理士(心理調査)」の認定を行う。
- 2 資格認定の業務は、資格認定委員会規程に定める資格認定委員会(以下、認定委員会という。)が行う。
- 2 資格認定は認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。
- 3 認定に必要な要件は別に定める資格認定細則による。
- 4 認定の申請及び手続きは別に定める。
- 5 認定を受けた者は認定心理士名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。
 - 2 認定を受けた者の不正が明らかになった場合には、認定を取り消すことができる。
- 6 認定に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じて守秘義務を負う。
 - 2 理事長は守秘義務の監督の責任を負う。
- 7 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は1994年9月20日より施行する。
- 2 本規程の改正は2007年4月1日より施行する。
- 3 本規程は、2007年4月1日施行の社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度規則を改正したものである。
- 4 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 5 本規程は、2011年4月1日より施行する。
- 6 本規程は、2011年4月1日施行の認定心理士資格認定制度規程を改正したものである。
- 7 本規程の改正は、2016年3月22日より施行する。